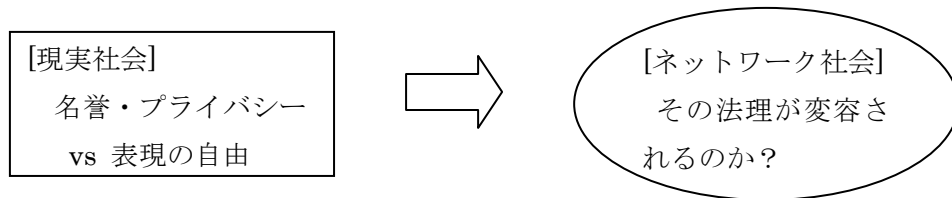


インターネット・メディアにおける名誉・プライバシー（1）

弁護士・弁理士 近藤 剛史
tsuyoshi@kondolaw.jp

I インターネット・メディアにおける名誉・プライバシーと表現の自由の保護

1 原則論



2 ネット上における「対抗言論」(more speech)

- 1) 「名誉は毀損されても対抗言論により回復しうるので、結果として名誉毀損は生じない」(高橋和之教授)
- 2) その射程範囲
 - ・人種差別的表現や前科・前歴に関わる情報などについては、果たして反論することに意味があるのかどうか?
 - ・営業秘密、ノウハウの流出の可能性がある、あるいは特許を受ける権利の侵害となるような場合は、どうか?
 - ・特に、ネット上においては、情報の削除等が事実上困難であり、いわゆるフレーミング(**flaming**)となるだけではないか?

3) 実務的対応

「人を見て、法を説け。」

文書(書面) ↔ 口頭(面談)

話す速度 早い ↔ ゆっくり

「北風と太陽」「窮鼠猫を噛む」

3 各論(修正原理を考えるべきか)

・公職選挙法

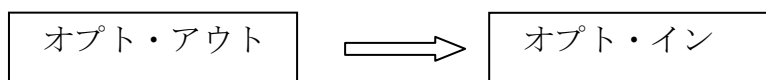
文書図画の頒布制限(法142条)の立法趣旨(立法事実)は?

Q ネット上での選挙活動の自由を広く認め得ないのか?

・商業的表現の自由

ダイレクトメール（郵便物）と異なり、スパム（迷惑メール）は、受信者のシステムのリソース（電気代、メモリー容量）や時間を不当に奪っている。

※ 2008年6月6日 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」公布



第三条（特定電子メールの送信の制限）

送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

- 一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をするに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者
 - 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む者に限る。）
- 2 前項第一号の通知を受けた者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信をするに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。
- 3 送信者は、第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）の通知を受けたとき（送信委託者がある場合は、その通知を受けたときを含む。）は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

・少年法 61 条（記事等の掲載の禁止）

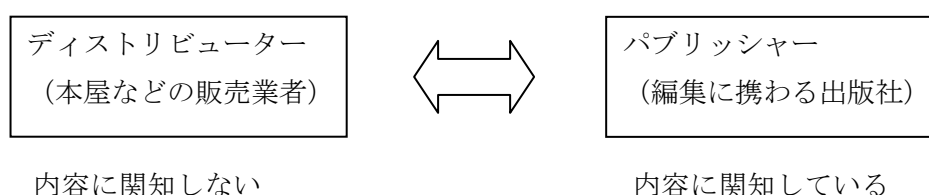
氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

「本条は、罪を犯した少年に実名で報道されない権利を付与したものではなく、

表現の自由との関係で同条が当然に優先するとは解されないから、社会の正当な関心事である重大事犯について実名報道することが直ちに権利侵害にはならず、少年の顔写真掲載も、表現内容・方法として不当なものとはいえず、不法行為に当たらない」(大阪高判平成12年2月29日、判時1710号121頁)

II インターネット・メディアにおけるプロバイダー（第三者）の地位

1 プロバイダー（電気通信事業者）の性質論



2 外国の立法

1) 米国

「1998年デジタルミレニアム著作権法」 Digital Millennium Copyright Act (DMCA)

米国では、著作権侵害に関し直接責任が問われる場合には、損害賠償義務は故意・過失がなくても発生するため、「デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA)」において、サービス・プロバイダーの法的責任に関する規定を設け、ルールを明確化した。具体的には、ユーザーによりアップロードした素材の蓄積、システム・キャッシングにおける中間的・一時的蓄積などに関し、サービス・プロバイダーについて一定要件の下、著作権侵害による金銭的責任を免除している。また、ノーティス・テイクダウン（通知及び削除）の免責のための要件を規定しており、サービス・プロバイダーは、著作権者から一定要件を備えた著作権侵害主張の通知を受けた場合、速やかに素材を削除し、アクセスを禁止しなければならない。

2) EU指令（EUディレクティブ）

EUは、2000年（平成12年）5月に欧州議会で承認された「電子商取引の法的側面に関するEU指令案」において、著作権だけでない分野横断的な視点から、サービス・プロバイダーの法的責任について規定している。

3 裁判例

1) ニフティ現代思想フォーラム事件（東京地裁平成9年5月25日、判時1610号22頁）

管理者の責任について、サービスの利用に際して、その中での会員相互のやりとりの内容にまで契約上の責任が当然に生じるとは言えないが、明らかな名誉毀損的表

現を認知した者は、条理上の削除すべき立場に立つとして、一部についての責任を肯定。

2) 都立大学事件（東京地裁平成 11 年 9 月 24 日、判時 1707 号 139 頁）

・ 3,000 円ずつの損害賠償義務を認定。

「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られるというべきである」

3) 1)の控訴事件（東京高裁平成 13 年 9 月 5 日、判時 1786 号 80 頁）

「本件フォーラムは、フェミニズムという思想について議論することを標榜する以上、事後であっても、民主主義社会の議論のあり方とは背理する」とし、シスオペの役割を総合的に勘案して具体的な裁量判断において大きな逸脱がない以上、削除義務違反にはならないとした。

4) 日本生命仮処分事件（東京地裁平成 13 年 8 月 31 日）

匿名による書き込みにより、日本生命に対する誹謗中傷的発言が繰り返されたケースについて、2ちゃんねるの管理者に対し、債権者の主張をほぼすべて認める形で、特定された書き込みについての削除が命じられた。

5) ニフティ本と雑誌のフォーラム事件（東京地裁平成 13 年 8 月 27 日、判時 1778 号 90 頁）

対抗言論というべき判断を尊重し、発言を総合的に判断し、不法行為を構成しないものと判示した。

6) 2ちゃんねる動物病院事件（東京地裁平成 14 年 6 月 26 日、判タ 1110 号 92 頁）

「しかしながら、本件掲示板における発言によって名誉権等の権利を侵害された者は、前記のとおり、Yが、利用者のIPアドレス等の接続情報を原則として保存していないから、当該発言者を特定して責任を追及することが事実上不可能であり、しかも、Yが定めた削除ガイドラインもあいまい、不明確であり、また、他に本件掲示板において違法な発言を防止するための適切な措置を講じているものとも認められないから、設置・運営・管理しているYの責任を追及するほかないのであって、このようなYを相手方とする訴訟において、発言の公共性、目的の公益性及び真実性が存在しないことを削除を求める者が立証しない限り削除を請求できないのでは、被害者の被害を回復する方が著しく狭められ、公平を失する結果となる。」

「このことからすれば、本件において、本件各発言に関する真実性の抗弁、相当性の抗弁についての主張・立証責任は、管理者であるYに存するものと解すべきであり、本件各発言の公共性、公益目的、真実性等が明らかではないことを理由に、削除義務の負担を免れることはできないというべきである。」

「被告は、本件掲示板上の発言を削除することが技術的に可能である上、通知書、本件訴状、請求の趣旨訂正申立書等により、本件 1 ないし 3 のスレッドにおいて原

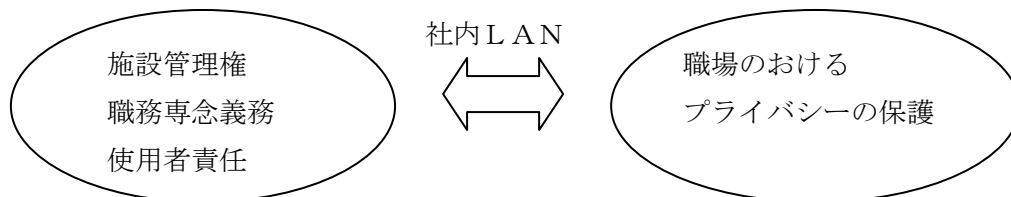
告らの名誉を毀損する本件各名誉毀損発言が書き込まれたことを知っていたのであり、これにより原告らの名誉権が侵害されていることを認識し、又は、認識し得たのであるから、プロバイダー責任法3条1項に照らしても、これにより責任を免れる場合には当たらないというべきである」

「本件各名誉毀損発言の書き込みをしたのは、複数人と思われる匿名の者であり、被告自身が本件各名誉毀損発言の書き込みに直接関与したものとは認められないことなどの事情を考慮しても、被告が本件各名誉毀損発言を削除するなどの措置をとらなかったことにより、原告らが被った精神的損害、経営上の損害は、各200万円を下らないものと認めるのが相当である。」

- 7) 6)の控訴事件（東京高裁平成14年12月25日） cf.平成14年6月26日P法施行控訴棄却。言論に対しては言論をもって対処することにより解決を図ることが望ましいことはいうまでもないが、それは、対等に言論が交わせる者同士であるという前提があつて初めていえることであり、このような言論による対処では解決を期待することができない場合があることも否定できない。

Ⅲ インターネット・メディアにおけるプライバシー侵害

1 問題の所在



2 裁判例

- (1) 貸与したパソコン内の情報に関して、従業員個人のプライバシー権が及ぶか？

- ・ F社Z事業部事件（東京地判平13.12.3）

私用メールの禁止について何ら規定していないという事実関係の下、社会的に許容される範囲に止まる限り、社員に一切プライバシー権がないとは言えないとする一方、社内ネットワークシステムには当該会社の管理者が存在してネットワーク全体を適宜監視しながら保守を行っているのが通常であることに照らすと、労働者も当該システムの具体的状況に応じた合理的な範囲でのプライバシー権の保護を期待しうるに留まると指摘した。

- (2) プライバシー権侵害にあたるかどうかは、どのような基準で判断されるか

使用者がパソコンの中身をチェックする必要性と、労働者が被る不利益とを比較して判断される。

電子メールの監視について、「職務上従業員の電子メールの私的利用を監視するよう

な責任ある立場にない者が監視した場合、あるいは、責任ある立場に有る者でも、これを監視する職務上の合理的必要性が全くないのに専ら個人的な好奇心等から監視した場合あるいは社内の管理部署その他の第三者に対して監視の事実を秘匿したまま個人の恣意に基づく手段方法により監視した場合など、監視の目的、手段及びその態様等を総合考慮し、監視される側に生じた不利益とを比較衡量の上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限り、プライバシー権の侵害になる」と判示されている（前記F社Z事業部事件）。

本判決は、電子メールのチェックがプライバシー権の侵害となる範囲を相当狭く考えている。

- ・日経クイック情報事件（東京地判平14.2.26）

社員が同僚を誹謗・中傷する内容の私的メールを送信したと疑われる状況であったことから実施された調査について、「それが企業の円滑な運営上必要かつ合理的なものであること、その方法態様が労働者の人格や自由に対する行きすぎた支配や拘束ではないことを要し、調査等の必要性を欠いたり、調査の態様等が社会的に許容しうる限界を超えていると認められる場合には労働者の精神的自由を侵害した違法な行為として不法行為を構成することがある。」

3 米国の裁判例

当該従業員がそのプライバシーが保護されることについて、「合理的な期待」を有しうるか否かにより判断している。

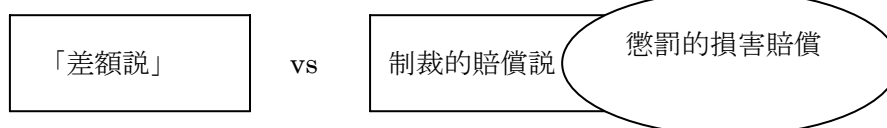
IV 名誉・プライバシー侵害に関する損害賠償

1 損害賠償とは

損害賠償とは、他人に与えた損害を填補することである。損害賠償の目的は、アリストテレスの挙げる正義の基本理念のひとつである矯正的正義（平均的正義）であり、被った損害に等しい賠償を与えるという原理である。損害賠償の内容をどのように定めるかは、何らかの理論に従って論理的に導かれる問題というより、すぐれて政策的な問題であり、同時に、国民感情や法意識によって左右される問題でもある（内田貴「民法Ⅱ 債権各論」東京大学出版会）。

ii) 問題の所在

従来、民法においては、損害とは、不法行為がなかったとした場合における被害者の財産的・精神的状態と、不法行為により現実にもたらされた財産的・精神的利益状態の差であると言われている（いわゆる「差額説」、「填補賠償説」）。他方、制裁的慰謝料論（戒能通孝）という考え方もあり。



もつとも、「填補賠償説・制裁的賠償説の双方に共通するものであるが、理論が理論（理論的美学）のみに関心を示し、その理論が損害賠償額の算定と必ずしも結びついていないきらいがある」（田井義信「制裁的賠償説」現代不法行為法学の分析 有信堂 p.159）

iii) 検討

- ・慰謝料 100 万円ルール(NBL No.627,628 升田純)

例えば、30 万、50 万、100 万、150 万円、200 万円の金額

- ・悪質なマスメディアによる利益追求型不法行為のケース

プロ野球選手事件（東京高裁平成 14 年 3 月 28 日判決、判時 1778 号 79 頁）

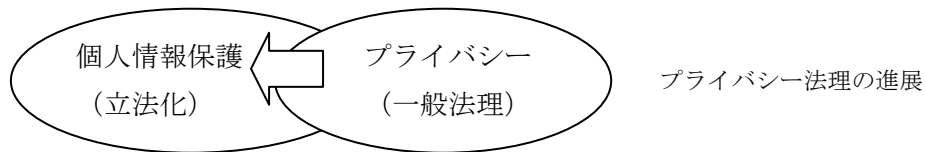
「報道による名誉毀損により被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は、名誉毀損とされた報道の内容及び表現の態様、報道が流布された範囲の広狭、報道機関の影響力の大小、被害者の職業、社会的地位、年齢、経歴等、被害者が被った現実的不利益の程度、報道の真実性の程度、事後的事情による名誉回復の度等、諸般の事情を考慮して個別具体的に判断されるべきものである。」その他一切の事情を総合考慮すると、本件各記事と本件広告 1 によって X が受けた名誉毀損に対する慰謝料の額は、600 万円が相当。

- ・通常、加害者に故意があった場合の方が被害者の精神的苦痛の程度が大きいとして、慰謝料の算定要素として合理性が高い（幾代通・不法行為 284 頁）
- ・本来の慰謝料とは別に、無形的損害について、「侵害行為の程度、加害者、被害者の年令資産、その社会的環境等各般の状況を斟酌して」金銭評価し得る（最高裁昭和 39 年 1 月 28 日）
- ・“日本では、懲罰的損害賠償は認められていない”というドグマによって思考停止？ cf.慰謝料請求(京都地判平成元年 2 月 27 日、判時 1322 号 125 頁)
- ・「不法行為制度は、発生した損害を填補し、原状を回復することにより被害者を救済するところにあるところから、仮に事後において違反者に対して提訴しても、当初より適切に著作物の使用料を支払っていた利用者と同程度の負担しか侵害者が負わないとすれば、侵害のやり得ということになり、違法行為への抑止力が働かないという議論がなされている」（作花文雄「詳解著作権法」（第 2 版）ぎょうせい 470 頁）

2 慰謝料に関する裁判例

- ①早稲田大学講演会名簿事件（最高裁平成 15 年 9 月 12 日、判時 1837 号 3 頁）

「個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示させたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」なお、差し戻し後の東京高裁（平成 16 年 3 月 23 日）は、一人につき、5,000 円の慰謝料を認定。



②NTT電話帳事件（東京地裁平成10年1月21日、判タ1008号187頁）

幼い娘と二人暮らしであった女性が、転居に伴って電話帳への氏名、電話番号、住所を記載しないよう求めていたにもかかわらず、電話帳に掲載されてしまった事例。原告が嫌がらせ電話などで悩んでいた経験を有していたこと等も勘案し、10万円の慰謝料を認定（重過失事案）。

③診療所名等アップロード事件（神戸地裁平成11年6月23日、判時1700号99頁）

パソコン通信の電子掲示板（BBS）に、無断で氏名、職業、診療所の住所、電話番号を掲載されてしまったため、悪戯電話が頻繁にかかるようになり、精神的損害を被った事例。裁判所は、20万円の慰謝料と治療費を認めた（故意事案）。

④宇治市住民基本台帳事件（大阪高裁平成13年12月25日ジュリスト1224号8頁）

本件において、被控訴人らのプライバシーの権利が侵害された程度・結果は、それほど大きいものとは認められないこと、控訴人が本件データの回収等に努め、また市民に対する説明を行い、今後の防止策を講じたことを含め、本件に現れた一切の事情を考慮すると、被控訴人らの慰謝料としては、1人当たり1万円と認めるのが相当である（過失事案）。

⑤ヤフーBB事件（大阪地裁平成18年5月19日、判時1948号122頁）

業務委託先から派遣され、データベースのメンテナンスを行っていた者がリモートメンテナンスサーバーにログオンした上で、本件顧客データベースにアクセスし、顧客情報を外部に転送し、それが恐喝の実行犯に渡ったという事件につき、裁判所は、退職後に悪用されないようにユーザー名の削除又はパスワードの変更をすべきであったとして、1人当たり、6000円の賠償を認めた（過失事例）。

なお、不正に入手した個人情報を元に金銭を脅し取ろうとした元派遣社員に対して、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決。

⑥エステティックサロン事件（東京地裁平成19年2月8日）

同社がウェブサーバの設定を誤り、サーバ上に保存されていたアンケートが第三者によって閲覧できる状況となったもので、約5万人分のアンケートが流出し、さらにファイル交換ソフト上などでデータが流通し、被害が拡大したもの。漏洩したデータには住所、氏名、メールアドレスの他、アンケートへの回答など身体的特徴といったセンシティブ情報が含まれており、その後、いたずら電話やダイレクトメール、ウイルスの送付といった二次被害が発生したという。原告14名のうち、13名に1人あたり3万5000円、1名に対し2万2000円の賠償義務を

認めた（センシティブ情報、過失事案）。

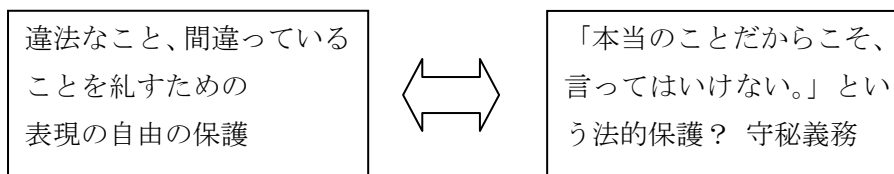
3 検討

- Q 例えば、職場で中傷ビラをばらまかれた場合と違って、ネット上では閲覧者が世界中かつ多数になることから、それだけ被る精神的損害も大きくなると考えられないか。
- Q 検索サイトのキャッシュ・データとして半永久的に残ってしまう可能性があり、継続的な損害発生が続いている、あるいは、そのことも慰謝料の加算事由と考えられないか。

V インターネット・メディアを通じた内部告発（公益通報者保護制度）

1 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること



2 公益通報の対象

以下の事実が生じ又はまさに生じようとしている場合

- 1) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実
- 2) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが①の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等
(別表)

刑法、食品衛生法、証券取引法、J A S 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定めた 4 0 6 の法律

3 公益通報者の保護

労働者（公務員を含む。）を以下のように保護

- 1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効
- 2) 労働者派遣契約の解除の無効
- 3) その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること等）の禁止

4 通報先と保護要件

通報先に応じて保護要件を設定

- 1) 事業者内部：①不正の目的でないこと
- 2) 行政機関：①のほか、②真実相当性を有すること
- 3) 事業者外部：①及び②のほか、③一定の要件（内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、書面による内部通報後 20 日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があることなど）を満たすこと

5 通報者・事業者及び行政機関の義務

- 1) 公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務
- 2) 書面による公益通報に対して事業者がとった是正措置等について公益通報者に通知する努力義務
- 3) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適切な措置をとる義務
- 4) 誤って公益通報をされた行政機関が処分権限等を有する行政機関を教示する義務

6 その他

- 1) 本法は、労働基準法第 18 条の 2（解雇権濫用の法理）の適用を妨げない
- 2) 平成 18 年 4 月 1 日から施行し、施行後になされた公益通報について適用
- 3) 施行後 5 年を目途に見直しを行う

7 公益通報者保護に関する裁判例一覧

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/chosa-kenkyu/files/19hanreiken/saibanreishu02.pdf>

以上